

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

| 知事許可 漁業の種類 | 漁業種類 | 許可等を すべき船 船等の数 | 船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 知事許可漁業を 営む者の資格 |
|---------------|---------------------|----------------------|---------------------------|---|---------------|---|
| 固定式刺 し網漁業 | かれい、こ ち沖建網漁 業 | 1 隻 | 定めなし | 新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域の うち越智郡上島町江ノ島頂上、同町魚島南端、同 町高井神島南端及び今治市梶島東端を順次結ん だ線以南の遼灘 ただし、越智郡上島町江ノ島、同町魚島、同町 高井神島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500 メ ートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、 同市美濃島の周辺最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域 を除く。 | 1.1～ 12.31 | 新居浜市、西条市 ひうち、同市西条 又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者 |

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。